

当社労働者派遣事業に関するマージン率公開について

平成 24 年 10 月 1 日の『改正労働者派遣法』の施行により、派遣元事業主(弊社)による『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』の公開が規定されました。従って弊社における情報提供項目を公開致します。

株式会社アリス 平成 30 年度 3 月期事業報告

(対象期間:平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

① 1 日の平均派遣労働者数	47 名
② 派遣先事業所件数(事業年度あたりの事業所件数)	18 件
③ マージン率	34.4%
④ 1 日あたりの労働者派遣料金の平均額	32,808 円
⑤ 派遣期間中の 1 日あたりの派遣労働者平均賃金	21,530 円

※賞与割当て金他、残業手当等の各種手当含む

■マージン率

派遣先より株式会社アリスに支払われる派遣料金の中から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率という。

■マージンに含まれる費用

- ・社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの会社負担分)
- ・賞与引当金(通常年 2 回支給される賞与手当に関わる引当金)
- ・有給休暇費用(年次有給休暇取得時にかかる賃金。※派遣先への請求はできません)
- ・会社運営費用(健康診断費用、人材募集費用、営業費用など)
- ・営業利益:(労働者派遣の料金から労働者の賃金、上記費用を差し引いた利益) ※約 2%

※弊社の派遣労働事業に従事するスタッフは原則として正社員(常時雇用)にて運営しております。